

令和8年度予算と保険料率について

【令和8年度から『子ども・子育て支援金』が追加されます】

全国の健保組合では、団塊の世代の後期高齢者到達により、高齢者医療費を支える拠出金等負担が増加し、約5割を超える健保組合が赤字となっています。

当組合では、毎年財政検証を行い、翌年度の保険料率の見直しを図っておりますが、医療の高度化や高額薬剤等の保険適用により医療費全体が増加傾向にあり、当健保組合の療養給付費も年々増加しています。被保険者数は減少傾向であります。標準報酬月額・賞与額の増加により大幅な収入減には至っておりません。しかし、納付金や法定給付費の増加により今後さらに厳しい財政運営となることが懸念されます。また令和8年度は赤字予算ではありますが、別途積立金は前年より1億円減少したものの、約6億円を維持できる見通しであることから、保険料率の改定は行わず、**健康保険料率8.5%、介護保険料率1.8%で据え置きます**。また「子ども・子育て支援金制度」開始により、**新たに子ども・子育て支援金0.23%**が追加となります。

加入者の皆様におかれましても、年1回の定期健康診断の受診など健康管理と疾病予防に努めて頂き、医療費節減になお一層のご理解とご協力を頂きますよう、お願い申し上げます。

①健康保険料率：8.5%
 ②介護保険料率：1.8% + ③子ども・子育て支援金：0.23%
 (①と②は前年度より変更なし)

【令和8年度収入支出予算】

一般勘定経常収支は、経常収入1,227,902千円、経常支出1,389,258千円、差引額は**▲161,356千円**の経常赤字となる見通しです。

保険料収入はほぼ前年度並みを予測していますが、支出では、保険給付費（医療費）の増加や、国への納付金の増加により、別途積立金を取り崩し繰り入れします。

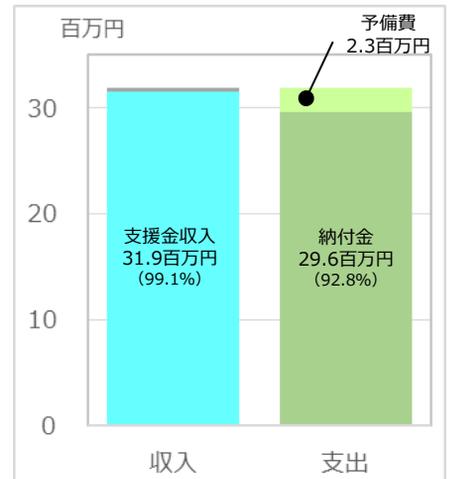
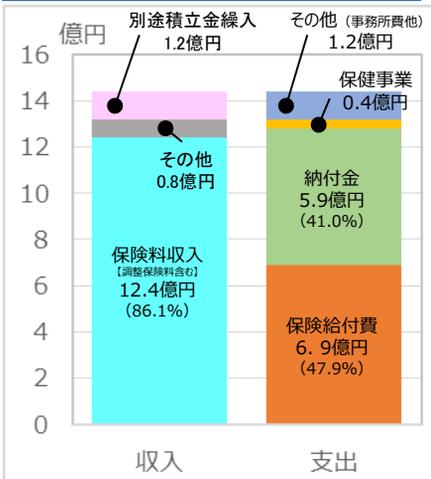
健康保険（一般勘定）

被保険者数・・・1,965人
 平均標準報酬月額・・・470,976円
 総標準賞与額（年合計）・・・3,679,751千円

介護保険（介護勘定）

保険料徴収者数・・・1,239人
 平均標準報酬月額・・・506,539円
 総標準賞与額（年合計）・・・2,732,500千円

子ども・子育て支援金



一般勘定 経常収支

(経常収入) **1,227,902千円** - (経常支出) **1,389,258千円** = **▲161,356千円**

経常収支とは、総収入から調整保険料、積立金からの繰入金、その他収入を除き、総支出から財政事業拠出金等の支出額を除いた額の差引額となります。

《『子ども・子育て支援金』制度について》

2026年度（令和8年度）から

「子ども・子育て支援金」制度が始まります！

「子ども・子育て支援金制度」は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。2026年(令和8年)4月分から、健康保険料・介護保険料に上乗せる形で、子ども・子育て支援金の負担が始まります。

国



支援金率は
0.23%です

国に代わって加入者の
みなさまから支援金を
集め、国に納めます

事業主・被保険者



健保組合の保険料と
あわせて支援金を
納める

健康保険組合



支援金を
納める

みなさんから集めた支援金は、
健保組合で使うことはなく、
国による少子化対策や子育て
支援にのみ使われます。

健康保険料
+
介護保険料
(40歳以上の方)
+

子ども・子育て支援金

2026年（令和8年）
4月分保険料＝5月
納付分から徴収します

子ども・子育て支援金 誰がどのくらい負担 するの？

- ▶ 子どもがいる・いない等に関係なく、**事業主とすべての被保険者が負担の対象**となります。
- ▶ 支援金の負担額は、
月給（標準報酬月額）× 国が示す支援金率
で決まります。
- ▶ 支援金率は2028年度（令和10年度）にかけて段階的に
上がる見込みです。
 - 2026年度（令和 8年度） 0.23%
 - 2028年度（令和10年度）約0.4 %程度※2028年度の負担率が上限となります
※令和8年2月時点

【被保険者一人あたりの負担額（2026年度）】

例

月給（標準報酬月額）30万円、
支援金率0.23%と仮定した場合の月額

$$30万円 \times 0.23\% = 690円 / 月$$

事業主と被保険者で折半



事業主
345円



被保険者
345円

※任意継続被保険者の事業主負担はありません。

子ども・子育て
支援金
Q&A

賞与は支援金の対象となるのか？

賞与も対象となります。

支援金の徴収が免除されるケースはあるのか？

- 健康保険料や介護保険料と同様に、産休中や育休中の方は、子ども・子育て支援金の徴収が免除される。
- 日本の社会保険制度に加入している方は、海外赴任中の被保険者であっても、子ども・子育て支援金は拋出いただく必要がある。